

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構  
ワークショップ「ビッグデータと“程よい”プライバシー」  
(2013年7月2日 学術総合センター・一橋記念講堂)

# オープンガバメントとデータアーカイブ — 法制度的側面からの考察 —

天理大学(人間学部総合教育研究センター) 古賀 崇

Email: [tkoga@tenri-u.ac.jp](mailto:tkoga@tenri-u.ac.jp)

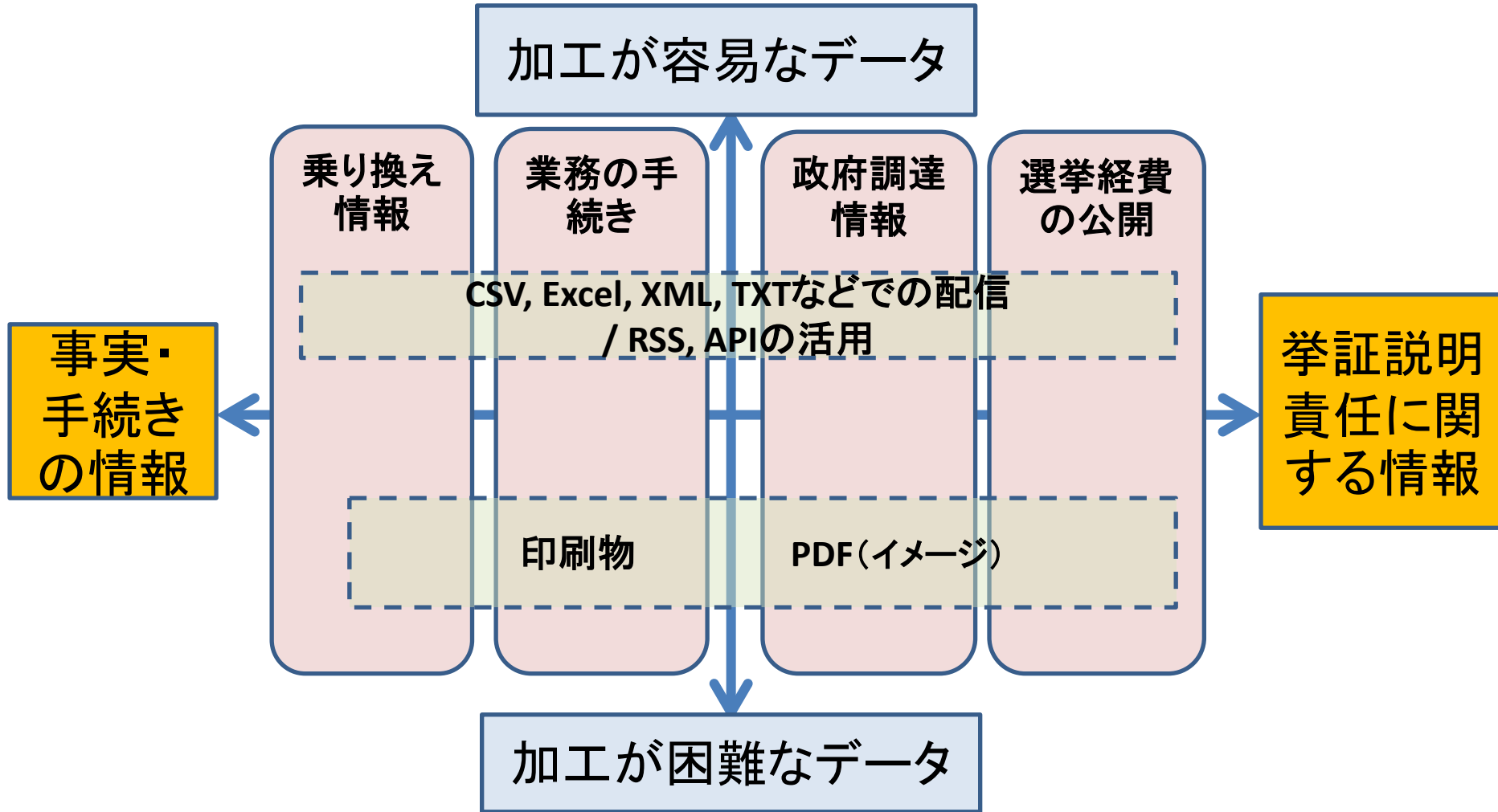
Web: [http://researchmap.jp/T\\_Koga\\_Govinfo](http://researchmap.jp/T_Koga_Govinfo)

# 発表者のスタンス

- オープンガバメントをめぐる混乱 (Yu & Robinson (2012))
  - 外部から施策・財政など「政府の意志決定」の検証が求められた際に「挙証説明責任 (アカウンタビリティ)」を果たすためのデータ (公共データ) を整備できるか。さらに、そのデータは「長期的・遡及的な検証」にも耐えられるほど、蓄積・整理ができるか (アーカイブ) (関連: 赤井 (2011))
  - あるいは、単に住民の利便や産業振興のテコとなるデータにとどまるか (事実・手続きの情報)
- いずれにせよ「“程よい”プライバシー」への配慮が必要: カギのひとつは「時の経過」?

# オープンガバメントのための公共データ区分

(Yu & Robinson(2012)をもとに古賀が加工)



政府・自治体はどの部分にまで手をつける覚悟があるか??

# 「プラットフォームとしての政府」

- Tim O'Reilly(2009)の提言
  - 政府が主体となって行政サービスを提供することから、民間による行政サービス活動を政府が支援することへの転換
- プラットフォーム維持のための、国民・企業に対する調査(情報提供依頼)
  - 義務・強制と見なせるかどうかは法的な議論あり
  - cf. 国勢調査、事業所調査
  - [民間が行うサービスの「原資」](#)としての政府データへと転用(古賀(2003))
- 個人・自然人(国民・住民)、法人の活動も「プラットフォーム」「原資」に反映される

# 「時の経過」

- 公文書館(近現代的な公的アーカイブ)の運営に見られる考え方:
  - 記録・情報の作成時には秘匿されるべきものであっても、「時の経過」とともに秘匿すべき事情が消滅し、公開してよい情報がある、とする考え方
- 「対象」によって、いつまで秘匿するかは異なる
  - 国際的に定められた目安は「記録の作成から最長でも30年経てば公開」(30年原則) (参照:小原(2011))
    - 国際アーカイブズ評議会(ICA)での議論
  - 「プライバシー等侵害の度合い」を区分しつつ、保護期間を定める公文書館での試み  
(戸嶋, 2009: 私案として)

# 「時の経過」は「“程よい”プライバシー」 の解になり得るか

- 海外では「家系学 (genealogy)」を考慮しての公共データ (例: 国勢調査記録) のウェブ公開を行う例もあるが...
- 公開の態様:
  - 請求があれば公開する vs. ハナから公開する
  - 「どの段階まで見せられるようにするか」のレイヤー設定
    - 例: 住宅地図情報: 個人識別情報を含むレベル、含まないレベルをあらかじめ設定しつつ運用 (宇賀 (2011))
- 「モザイク理論»: さまざまなタイプの情報を組み合わせれば個人とその活動が特定できてしまう  
→ 「過度の情報秘匿」への懸念も (Yu & Robinson (2012))

# 今後の法制度設計上の課題

- 「プラットフォームとしての政府」を生かすための法制度＝公共データ活用を促すための法制度
  - － 「情報公開法」など、あまりにも「活用」への側面が手薄すぎる（「管理＝外に出さない」という方向）
  - － 政府情報と著作権との関係、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」活用の現状（古賀(2003), 生貝(2011)）
- 「公共データ」の種類を切り分けた上での対処の検討
  - － Yu & Robinsonの図に、プライバシー情報を重ね合わせると...
  - － 「加工＝流出」が容易なレベル、困難なレベル

# 主要参考文献

- 赤井伸郎. 「記録の精査でここまでわかるーアーカイブズとガバナンスー」講演者から. Network: 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会会報. 2011, no.45, p.8-10.
- 生貝直人. “オープンガバメントと著作権: 欧米の取り組みと日本への示唆.” 「統治(ガバナンス)」を創造する: 新しい公共/オープンガバメント/リーク社会. 西田亮介・塚越健司編著. 春秋社, 2011, p. 255-281.
- 宇賀克也. “地理空間情報に係る個人情報保護.” 変動する日本社会と法. 森島昭夫・塩野宏編. 有斐閣, 2011, p. 391-411.
- 小原由美子. ICA30年原則制定の背景. アーカイブズ. 2011, no. 44, p. 54-60.
- 古賀崇. アメリカにおける政府情報と著作権をめぐる議論. 情報ネットワーク・ローレビュー. 2003, no.2, p. 1-19.
- 古賀崇. 「オープンガバメント」時代の政府情報アクセスとアーカイブズに関する予備的考察. 日本アーカイブズ学会2013年度大会(自由論題研究発表会), 学習院大学, 2013年4月21日. (発表資料は[http://researchmap.jp/T\\_Koga\\_Govinfo](http://researchmap.jp/T_Koga_Govinfo) よりダウンロード可)
- 戸嶋明. 地方公文書館における公開をめぐる問題と対応について. アーカイブズ. 2009, no. 35, p. 40-44.
- O'Reilly, Tim. “Government as a platform.” Open Government: Collaboration, Transparency, and Participation in Practice. Lathrop, Daniel and Laurel Ruma, eds. Sebastopol: O'Reilly Media, 2010, p. 11-39.
- Yu, Harlan and David G. Robinson. The New Ambiguity of “Open Government”. UCLA Law Review Discourse, 2012, vol.59, p.178-208. <http://ssrn.com/abstract=2012489>

※『アーカイブズ』誌(国立公文書館)掲載先: <http://www.archives.go.jp/about/publication/index.html>